

II 支部

II-1 一般社団法人日本調理科学会支部運営規程及び別表

(設置)

第1条 一般社団法人日本調理科学会（以下「本会」という。）は、本会定款第3条に基づき、日本国内に次の支部を置く。

- (1) 東北・北海道支部
- (2) 関東支部
- (3) 東海・北陸支部
- (4) 近畿支部
- (5) 中国・四国支部
- (6) 九州支部

2 各支部の都道府県別管轄は、別に定める支部都道府県別割当表（以下別表という。）によるものとする。

3 支部は、その任務、構成及び運営に関し、理事会において定める本規程に従うものとする。

(支部会員)

第2条 支部会員は、別表に定める地区に在住または勤務する本会会員をもって組織する。

(目的及び事業等)

第3条 以下の事項については、各支部において別に定める支部規約による。

- (1) 支部の目的
- (2) 支部の行う事業
- (3) 支部事務所所在地
- (4) 支部役員の種類
- (5) 支部役員の選任及び解任
- (6) 支部役員の職務及び任期
- (7) 支部総会
- (8) その他支部の運営に関して必要な事項

(支部長)

第4条 支部長の選任及び解任は、支部規約に定める手続きに従って行い、本会代議員総会の承認を受けるものとする。

(報告)

第5条 支部長は、別途定められる様式により、毎事業年度、次の事項について本会理事会に報告し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

(本規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条において定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年1月31日より施行する。

II-2. 一般社団法人日本調理科学会支部交付金に関する内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本調理科学支部交付金に関して必要なことを定める。

(配分)

第2条 交付金の配分は次による。

- (1) 各支部に一律に10万円配分する。
- (2) 正会員、学生会員、名誉会員に対し、各人300円を配分する。
- (3) 各支部に、10万円+300円×支部の(2)の会員数(前事業年度末日の数)を配分する。

(報告)

第3条 支部長は別途定められる様式により毎事業年度使途報告書を提出する。

- 2 使途報告書には領収書のコピーを添付する。

(余剰金)

第4条 余剰金は、事業年度末日までに本部に返金する。

(本内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この内規は、平成29年6月4日に制定する。

「別表」

都道府県別割当表

平成12年1月22日 現在

- | | |
|-------------|--|
| 1. 東北・北海道支部 | 北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 |
| 2. 関東支部 | 東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、新潟県、山梨県、静岡県 |
| 3. 東海・北陸支部 | 愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県 |
| 4. 近畿支部 | 京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、兵庫県 |
| 5. 中国・四国支部 | 広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県 |
| 6. 九州支部 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |

Ⅲ 会員管理

Ⅲ-1 一般社団法人日本調理科学会会員に関する内規

(会員の権利)

第1条 会員は、次の諸事項について権利を有する。

- (1) すべての会員は、日本調理科学会誌（以下「学会誌」という。）の配布を受ける。
- (2) すべての会員は、一般社団法人日本調理科学会（以下「学会」という。）の刊行図書について特典を受けるほか、学会が主催する事業に参加することができる。
- (3) 正会員、名誉会員及び学生会員は、学会主催の各種集会での研究発表及び学会誌への投稿ができる。
- (4) 正会員は、代議員の選挙権及び被選挙権を有する。

(新入会員)

第2条 新入会員の入会日は、理事会の承認を得た日とする。

- 2 新入会員は、入会時にその事業年度の会費を1年分納入する。
- 3 新入会員には、その事業年度発行の全ての学会誌を遡って送付する。

(名誉会員)

第3条 一般社団法人日本調理科学会定款（以下「定款」という。）第6条の名誉会員は、満70歳以上の者で、学会の会長を経験した者並びに功労のあった者を理事会において推薦し、代議員総会で承認された者とする。

- 2 名誉会員の資格は、終身とする。

(学生会員)

第4条 学生会員は、在学証明書を提出するものとする。

(会員の退会)

第5条 事業年度途中の退会希望会員については、当該事業年度内は会員扱いとし、事業年度末に一括して退会処理をする。

- 2 退会希望会員については、当該事業年度中は会費納入義務を負い、被選挙権以外の全ての権利を有するものとする。

(会費未納者)

第6条 会費未納者については、会費未納事業年度の翌事業年度は会員として扱うが、学会誌は送付しないものとする。

- 2 会費未納事業年度の会費が納入された後、当該事業年度の初めに遡って学会誌を送付する。

(会員資格の喪失)

第7条 定款第11条により、会費を納入期限（原則として前納）から2年以上過ぎても納入しなかった会員は、会員の資格を喪失する。

(規程の改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 記

- この内規は、平成10年5月28日に制定する。
この内規は、平成12年1月22日から施行する。
この内規は、平成13年9月5日から施行する。
この内規は、平成14年1月1日から施行する。
この内規は、平成25年8月22日から施行する。

Ⅲ-2 一般社団法人日本調理科学会会費に関する規程

(会費)

第1条 一般社団法人日本調理科学会定款第8条第1項に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年会費 7、000円
- (2) 学生会員 年会費 3、000円
- (3) 団体会員 年会費 13、000円
- (4) 賛助会員 年会費(1口) 30、000円 (1口以上)
- (5) 名誉会員 年会費を免除する

(会費の請求)

第2条 会費未納者に対して、年2回(6月、12月)会費の請求を行う。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、代議員総会に報告する。

附 則

この内規は、昭和43年1月1日に制定する。

この内規は、昭和56年1月1日から施行する。

この内規は、昭和61年1月1日から施行する。

この内規は、平成2年1月1日から施行する。

この内規は、平成3年1月1日から施行する。

この内規は、平成9年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

Ⅲ-3 一般社団法人日本調理科学会慶弔に関する内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本調理科学会正会員及び名誉会員の慶弔に関し必要なことを定める。

(慶事)

第2条 慶事に関しては、春・秋の叙勲者とする。

2 各支部長は、前項の受賞者を速やかに会長へ報告する。

3 会長は、受賞者に祝電を打つ。

(弔意)

第3条 弔意に関しては、各支部長は、名誉会員及び正会員のうち現・元役員の物故者を速やかに会長へ報告する。

2 会長は、名誉会員、現役員及び元会長・副会長には、弔電および生花一基をおくる。

3 会長は、前項の該当者以外について、必要に応じて弔電を打つ。

(日本調理科学会誌への掲載)

第4条 日本調理科学会誌会告欄等への掲載は、次による。

(1) 慶事の場合 氏名、受賞年月日、受賞内容及び所属をまとめて掲載する。

(2) 弔意の場合 物故者氏名、所属及び死亡年月日を掲載する。第3条第2項については、弔辞、略歴及び写真を掲載する。第3条第3項については、役職名を記載する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成10年5月28日に制定する。

この内規は、平成12年6月2日から施行する。

この内規は、平成25年8月22日から施行する。

IV 顕彰

IV-1 一般社団法人日本調理科学会賞受賞規程

(設置)

第1条 一般社団法人日本調理科学会定款第5条第3項に基づいて、一般社団法人日本調理科学会賞を設ける。一般社団法人日本調理科学会賞は日本調理科学会学会賞（以下「学会賞」という。）、日本調理科学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）、日本調理科学会功労賞（以下「功労賞」という。）の3賞とする。

(学会賞)

第2条 学会賞は、永年の研鑽により調理科学の研究分野において顕著な業績を挙げた正会員に授与する。

(奨励賞)

第3条 奨励賞は、優れた研究業績を挙げ、将来一層の発展が期待できる満40歳以下（受賞前事業年度末現在）の正会員に授与する。

(功労賞)

第4条 功労賞は、永年にわたり調理科学の発展、普及、教育に貢献した満70歳以上（同上）の正会員に授与する。

(推薦)

第5条 会長は、理事及び一般会員に対し、学会賞及び奨励賞の受賞候補者の推薦を依頼する。また、支部長に対し功労賞受賞候補者の推薦を依頼する。

(授与)

第6条 学会賞及び奨励賞受賞者には、年次大会において賞状及び副賞を贈呈する。功労賞受賞者には、年次大会において賞状及び記念品を贈呈する。

(選考)

第7条 一般社団法人日本調理科学会賞受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会において行う。選考委員は会長が委嘱する。

(決定)

第8条 学会賞選考委員会は、候補者の業績等に基づいて審査し、選考理由を付して会長に報告する。会長は、これを理事会にはかり決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第301条2項において定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

V 役員選出

V-1 一般社団法人日本調理科学会選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調理科学会定款第13条に定める代議員、定款23条に定める理事（会長、筆頭副会長及び副会長を除く。以下同じ）、第23条に定める会長、筆頭副会長、副会長及び監事の選出に必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 会長は、選挙を実施する事業年度の5月末日までに選挙管理委員会を設け、選挙管理委員長を選定する。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員を選定するものとする。

3 選挙管理委員会は、選挙実施事業年度の6月末日までに、各支部へ選挙実施要綱を配布する。

4 選挙実施要綱には、代議員の算定定員（概ね正会員30人の中から1人の割合）に選挙実施事業年度の前事業年度末日における正会員総数に対する各支部正会員数の比率を乗じた数（端数は四捨五入）として算出した、各支部の代議員選出数を記載する。

5 選挙実施要綱には、理事の算定定員（11名）に選挙実施事業年度の前事業年度末日の学会正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数（端数は四捨五入）として算出した、各支部の理事候補者選出数を記載するものとする。

6 選挙管理委員会は、その事業年度のすべての選挙が終了したのちに解散する。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、支部正会員（名誉会員、会長経験者、副会長経験者、監事経験者は除く）の中から支部ごとに選出する。

2 代議員の任期は2年とし、継続して2期代議員（平成23年10月2日以前の評議員も含む。以下同じ）に就任していたものは候補者とししない。

3 代議員の選出は、選挙実施要綱に基づき次の手続きにより行う。

(1) 代議員の選出方法は、立候補者等からなる代議員候補者の中から、正会員による選挙により選出する。

(2) 正会員は代議員選挙に立候補できる。

(理事候補者の選出)

第4条 理事候補者は、就任時に年齢が満70歳未満の支部正会員の中から支部ごとに選出する。

2 理事候補者は、支部役員及び代議員を経験した者とする。ただし、継続して2期理事に就任していた者は候補者とししない。

3 理事候補者の選出は、選挙実施要綱に基づき、次の手続きにより行う。

(1) 理事候補者は、代議員をかねることができない。

(2) 理事候補者は、正会員による選挙により選出する。

4 第3項のほか、本規程第5条により選出された会長は、理事候補者を4名指名できる。

5 代議員総会において承認された場合、第3項および第4項の理事候補者は、理事とする。

(会長の選出)

第5条 会長候補者は、理事を2期以上経験した、就任時に年齢が満70歳未満の者を被選挙人有資格者として、この中から選出する。

2 会長の任期は2年とし、通算2期4年を限度とする。

3 会長の選出は、次の手続きに基づき、代議員選挙によって行う。

(1) 投票は、単記無記名とし、有効票のうち過半数を得た者を会長とする。

(2) 第1次選挙において有効票のうち過半数の得票を得た者がいない場合には、3位までの者について第2次選挙を行い、得票数の多い者を会長とする。得票数が同数の場合は、正会員としての期間が長い者を会長とする。

(副会長の選出)

第6条 副会長候補者は、理事を2期以上経験した(会長経験者は除く)、就任時に年齢が満70歳未満の者を被選挙人有資格者とし、この中から選出する。

2 副会長の任期は2年とし、通算2期4年を限度とし、再任を妨げない。

3 副会長の選出は、次の手続きに基づいて代議員選挙により行う。

(1) 副会長の選出は、会長が決定した後に行う。

(2) 副会長のうち1名は、筆頭副会長とする。

4 投票は無記名とし、有効票のうち、得票数の多い順に、関東支部から1名、その他の支部から1名とし、合計2名を選出する。得票数が同数の場合は、正会員としての期間が長い者を副会長とする。

5 第3項のほか、本規程第5条により選出された会長は副会長候補者を1名指名できる。

6 本規程第5条により選出された会長は、副会長として選出された2名の中から、筆頭副会長候補者を1名指名する。

7 代議員総会において承認された場合、第3項の副会長候補者は、副会長とする。

8 代議員総会において承認された場合、第5項の筆頭副会長候補者は、筆頭副会長とする。

(監事の選出)

第7条 監事候補者は、理事を通算2期以上経験した(会長経験者は除く)、就任時に年齢が満70歳未満の者を被選挙人有資格者とし、この中から選出する。

2 監事の任期は2年とし、再任することはできない。

3 監事の選出は、次の手続きに基づき代議員選挙により行う。

(1) 監事の選出は、副会長が決定した後に行う。

(2) 投票は無記名とし、有効票のうち、得票数の多い順に2名を選出する。得票数が同数の場合は、正会員としての期間が長い者を監事とする。

(報告)

第8条 支部は、代議員および理事候補者の選出結果を、選挙実施事業年度の12月末日までに、選挙管理委員会に報告する。

2 選挙管理委員会は、役員および代議員の選出結果を、選挙実施事業年度の翌事業年度の総会前に開催される理事会に報告する。

(規程の変更)

第9条 本規程の改廃は、理事会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条第1項において定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年1月31日より施行する。

V-2 一般社団法人日本調理科学会選挙管理委員会内規及び別表

(設置)

第1条 一般社団法人日本調理科学会役員選挙のために選挙管理委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は次に掲げる者とする。

2 委員長は、会長・副会長・監事・理事（会長・副会長を除く理事。）候補者にならない者とする。例えば会長経験者等。

3 委員は、事務局員2名と、会長・副会長・監事・理事（会長・副会長を除く理事。）候補者にならない者、2名とする。

(選挙の日程)

第3条 選挙実施までの日程は次のようにする。

2 一般社団法人日本調理科学会選挙管理規程（以下「選挙管理規程」という。）に従い作成する。

3 「理事の算定定員11名」とは、全理事25名から会長1名、副会長3名、理事(支部長6名、理事(会長指名)4名を除いた数である。表1参照。

4 委員会は、選挙実施事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）の6月末までに、代議員および理事（前第3項の11名の理事。以下「理事」という。）候補者の支部別配当表を作る。

5 委員会は、前事業年度の6月末までに、各支部に選挙実施要綱を配布する。

6 各支部は、前事業年度の12月末までに選挙を行い、支部選出代議員および理事候補者の名簿を委員会に提出する。

7 委員会は、前第6項を受け、代議員名簿及び理事候補者名簿を作成する。

8 委員会は、選挙管理規程に従って被選挙人名簿である会長候補者名簿、副会長候補者名簿(会長選挙の後変更の可能性有)、監事候補者名簿(会長・副会長選挙の後変更の可能性有)を作る。

9 委員会は、前事業年度の1月から選挙実施事業年度の総会前の理事会までに、会長、副会長、監事の選挙を行えるよう日程表を作成し、前第7項の代議員による選挙を実施する。

(選挙実施要綱)

第4条 第3条第5項の選挙実施要綱には以下を含む。

(1) 選挙管理規程

(2) 代議員および理事候補者の支部別配当表

(3) 代議員および理事候補者を前事業年度の12月末までに委員会に提出するよう依頼する文書
なお、文章には、支部選出の代議員または理事候補者が、会長、副会長および監事になったためにそれらに欠員が生じた場合は、当該支部から補充してもらう旨を記す。

(選挙の実施)

第5条 選挙管理規程に従って以下の順に選挙を行う。

2 会長選挙

(1) 被選挙人名簿を作成する。なお投票用紙には、有効票は1名だけ選んでいるものとする旨を明記する。

(2) 有効票のうち過半数を得た者を選出する。第1次選挙で該当者がいない場合は3位までの者について第2次選挙を行い、得票数の多い者を選出する。

(3) 選出された会長候補は代議員を兼ねることができない。

3 副会長選挙

(1) 被選挙人名簿を作成する。なお投票用紙には、有効票は関東支部から1名、その他の支部から1名を選んでいるもののみとする旨を明記する。

(2) 有効票のうち、得票数の多い順に、関東支部から1名、その他の支部から1名を選出する。

(3) 選出された副会長候補は代議員を兼ねることができない。

4 監事選挙

(1) 被選挙人名簿を作成する。なお投票用紙には、有効票は2名を選んでいるもののみとする旨を明記する。

(2) 有効票のうち得票数の多い順に2名を選出する。

(3) 選出された監事候補は代議員を兼ねることができない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附記

この内規は、平成23年8月29日に制定する。

この内規は、平成25年8月22日から施行する。

この内規は、平成27年1月31日から施行する。

表1. 支部別代議員並びに理事候補者選出人数表 (例)

支 部	正会員数	会員比率	配分人数			理事人数 算出基準
	(平成22年12 月31日現在)		代議員	理事		
				支部長	理事	
東北・北海道	133	9.88	4	1	1	1.1
関 東	486	36.11	16	1	4	4.0
東海・北陸	161	11.96	5	1	1	1.3
近 畿	317	23.55	11	1	3	2.6
中国・四国	137	10.18	5	1	1	1.1
九 州	112	8.32	4	1	1	0.9
	1346	100.0	45	6	11	11
				17		

☆ ただし、代議員は正会員30人に一人の割合として算出した。

☆ 理事の人数は25名とし、会長、副会長4名および会長指名理事4名を除く17名について、支部の人数比率で算出した。ただし、各支部から選出される理事の算出基準は、支部長を除く理事11名を配分するものとする。

☆算定の基準となる正会員数は、前事業年度末日の数。

VI 委員会

VI-1 一般社団法人日本調理科学会委員会規程

(設置)

第1条 一般社団法人日本調理科学会(以下「学会」という。)定款第36条に定める委員会の設置は、本規程の定めるところによる。

(常置委員会)

第2条 学会に、常置委員会として、編集委員会及び情報管理委員会を置く。

2 委員会は、理事のうちから会長が指名した正・副委員長、及び会長が委嘱した委員若干名をもって組織する。

3 前第2項の会長が委嘱した委員とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員のうちから専門的知識を有する者

(2) その他会長が必要と認めた者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任を妨げない。ただし、再任の任期は2期までとする。

6 委員長は、委員会の目的を達成するため、事業年度事業計画及び予算を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

7 委員長は、理事会に経過を報告すると共に毎事業年度末に事業報告書及び会計報告書を提出しなければならない。

(特別委員会)

第3条 臨時に特別の事業を行うため、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。

2 委員会は、会長が指名した正・副委員長、及び会長が委嘱した委員若干名を持って組織する。

3 前第2項の会長が委嘱した委員とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員のうちから専門的知識を有する者

(2) その他会長が必要と認めた者

4 委員の任期は当該事業の目的達成までの期間とする。

5 委員長は、委員会の目的を達成するため、事業年度事業計画及び予算を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

6 委員長は、理事会に経過を報告すると共に毎事業年度末に事業報告書及び会計報告書、および次事業年度の事業計画及び予算書を提出しなければならない。

(研究委員会)

第4条 会長が調理科学における特定の研究について、研究及び研究者の交流を深める必要があると認める場合は、理事会の承認を得て研究委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、学会の会員に限る。

3 委員長は、会長の指名、または委員の互選により定め、会長が委嘱する。

4 委員長は、委員会の目的を達成するための設置期間にわたる年度ごとの事業計画書及び予算書を会長に提出する。

5 会長は、理事会の承認を経て、毎年度若干の補助金を交付することができる。

6 交付された補助金は、委員会の運営に直接必要な経費に支出するものとする。

7 委員長は、毎事業年度末までに、当該事業年度の事業報告と補助金の会計報告書、および次事業年度の事業計画及び予算書を提出するとともに、最終事業年度において、当該委員会の成果を評価し、その結果を報告しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年1月30日に制定する。

この規程は、平成10年9月10日から施行する。

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

VI-2 一般社団法人日本調理科学会編集委員会規程

(設置)

第1条 一般社団法人日本調理科学会委員会規程第2条により、常置委員会として編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、一般社団法人日本調理科学会が発行する定期学術刊行誌「日本調理科学会誌」（以下「学会誌」という。）の企画・編集・刊行を行う。

2 委員会は、別に定める投稿論文審査内規に準拠して投稿論文の審査を行い、学会誌の編集を担当する。また学会誌掲載記事の企画・編集を担当する。

(組織)

第3条 委員会は、正・副委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 正・副委員長は、理事の中から学会長が指名する。

3 委員の委嘱は、正・副委員長の推薦を経て学会長がこれを行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員の再任を妨げない。但し再任の任期は2期とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときには、その職務を代行する。

(招集)

第6条 委員会は委員長がこれを招集する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月29日から施行する。

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

VI-2-1 一般社団法人日本調理科学会編集委員会内規

(編集責任担当者)

第1条 日本調理科学会誌(以下「学会誌」という。)の編集は、編集委員が輪番制で編集責任担当者としてその任にあたる。

(掲載記事)

第2条 学会誌の掲載記事は、投稿論文ならびに総説、講座、教材研究、クッキングルーム、トピックス&オピニオン、編集委員会が必要と認めたもの、新刊紹介等とする。

2 投稿論文は、学会誌に掲載する論文投稿規程及び細則に従う。その審査については、投稿論文審査内規に定める。

3 教材研究、クッキングルーム、トピックス&オピニオン、編集委員会が必要と認めたものは、依頼原稿を原則とするが、投稿することもできる。投稿の場合は、編集委員会が採択したのについて学会誌に掲載する。

4 前項に記載した依頼原稿のテーマについては、編集委員会で選定する。依頼原稿の査読者は1名とし、依頼した編集委員がその任にあたる。依頼原稿は、特別な問題がない限り掲載することとする。

5 新刊紹介は、出版社または著者より一般社団法人日本調理科学会(以下「学会」という。)に寄贈された書籍、および編集委員より推薦された書籍のうち、編集委員会が採択したのについて編集委員が執筆する。

(英文校閲)

第3条 和文投稿論文に関しては、審査終了後英文抄録の校閲を行う。一回目の費用は学会負担とする。

2 英文投稿論文に関して、原則として校閲済みの論文を審査するが、審査の結果英文が不十分と判断された場合は、編集委員会から著者に再校閲を求める。費用は著者負担とする。

(論文作成指導)

第4条 学会の会員は、論文作成指導(論文アドバイザー制)を利用することができる。

2 前項を利用した論文は、学会誌への投稿を原則とする。

3 制度利用者は、制度利用料を支払う。金額については、別に定める。

4 編集委員会は、各分野のベテランの先生方に論文アドバイザーを委嘱する。委嘱する先生については、別に定める。

(謝礼等)

第5条 学会誌編集に関わる謝礼等について以下のように定める。

(1) 依頼原稿については、謝礼を支払い、別刷30部を贈呈する。金額については、別に定める。

(2) 投稿論文の査読謝礼は、図書カードとする。金額については、別に定める。

(3) 論文アドバイザーには謝礼を支払う。金額については別に定める。

(4) 新刊紹介については、謝礼は支払わない。新刊書籍を執筆者に贈呈する。

(広告)

第6条 学会誌には、広告を掲載する。

2 広告料の金額については、別に定める。

(内規の改廃)

第7条 本内規の改廃は、理事会に報告しなければならない。

附記

この内規は、平成12年4月21日から施行する。

この内規は、平成20年1月26日から施行する。

この内規は、平成25年8月22日から施行する。

この内規は、平成27年8月23日から施行する。

VI-2-2 一般社団法人日本調理科学会謝礼等内規及び別表

(目的)

第1条 この規程は、日本調理科学会誌の編集に関わる謝礼等について定めるものである。

(依頼原稿の謝礼)

第2条 依頼原稿の謝礼(税引き手取り額)は以下の通りとする。

	総説	講座	教材研究	クッキング ルーム	トピックス& オピニオン
著者が会員外	18,000円	18,000円	9,000円	9,000円	4,500円
著者が会員	9,000円	9,000円	4,500円	4,500円	0円

(論文審査に対する謝礼)

第3条 投稿論文の査読謝礼は、1論文につき2,000円の図書カードとする。

(論文アドバイザーに対する謝礼)

第4条 論文アドバイザーへの謝礼(税引き手取り額)は、18,000円とする。

(広告料)

第5条 広告料は以下の通りとする。

掲載場所	掲載料	賛助会員掲載料
表紙裏	20,000円	15,000円
裏表紙 中面	20,000円	15,000円
裏表紙	30,000円	20,000円
後付1ページ	15,000円	10,000円
後付半ページ	8,000円	5,000円

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附記

この規程は、平成25年8月22日から施行する。